

【目的】

全国の地方自治体において風しんの抗体検査及び定期接種が円滑に実施されるよう、国において必要となる事業の実施方法や事務手続についてのガイドラインを示す。

【ガイドラインの全体像】

定期接種実施要領 ※一部改正

定期接種の実施における具体的な手順等を定めた要領

＜今後記載すること＞

- ・ 追加的対策における風しんの定期接種が既に定められている本要領の対象となることを明記

特定感染症検査等事業実施要綱 ※一部改正

地方自治体による風しんを含む特定感染症の検査事業等に関する対象者等を定めた要綱

＜今後記載すること＞

- ・ 追加的対策における風しんの抗体検査が本事業の対象となり、原則無料となることを明記

実施に向けた具体的な手引き ※新規作成

追加的対策に関する詳細な事務手続等を示すため、国において新たに手引きを作成し、地方自治体に通知

＜記載内容(例)＞

- ・ 対象者への案内の方法(受診券の統一様式作成)
- ・ 事業所健診等を活用した抗体検査の実施方法(医療機関及び健診機関との契約書等のひな形作成)
- ・ 抗体検査及び定期接種の結果のデータ管理の方法(マニュアルの作成)

＜注＞

- ① 風しん指針に記載しているのは平時の風しん対策の方向性であり、緊急的に行う今般の追加的対策については、平成34年3月31日までの時限措置であることも鑑み、風しん指針の改正は行わず、その細則として手引き(通知)を作成し、政省令の公布の際に地方自治体に示す。
- ② 一方、風しん指針は、5年ごとに見直しを行うこととされており、改正内容を既に感染症部会及び予防接種基本方針部会において御了解いただいているが、任意接種(MRワクチン接種)の推奨等、追加的対策との整理が必要となる内容が含まれることから、一度改正を据え置き、今般の追加的対策が終了した際に、状況を踏まえて改めて議論させていただく。
- ③ なお、御了解いただいた改正内容のうち、広域感染発生時の対応強化のための都道府県等間の連携体制構築等、追加的対策との整理が不要であるものについては、指針の改正を待たず、実務的に運用を開始することとする。